

健康診断に関する事項

1. 学校保健法（法律第 56 号、昭和 33 年 4 月 10 日）に基づく健康診断を受診のほか、抗体検査を実施する。

2. 抗体検査の検査項目

1) 検査項目は、麻疹、風疹、水痘、ムンプス（流行性耳下腺炎）を必要最低限の検査項目とする。

2) 抗体検査の検査結果とその取扱い

ワクチン接種：麻疹、風疹、水痘、ムンプス（流行性耳下腺炎）の抗体検査結果の抗体値が不十分な場合にはワクチン接種が必要である。抗体価の低い学生に対しては、検査結果をふまえ、実務実習受入施設との関係上、ワクチンを接種するよう伝達、指導する。具体的には、抗体価の低い学生に対し「ワクチン接種の証明書」の提出を求めること。学生側が求めるものであれば、大学においてワクチン接種の場所提供をすること。「麻しん・風しん混合ワクチン（MR ワクチン）の接種を必須とするが、可能であれば「水痘ワクチン」、「ムンプスワクチン」の接種対象者についても対応すること。

3) 抗体検査方法

検査項目	推奨検査方法
麻疹	PA 法, NT 法 IgG[EIA/ELISA]法
風疹	HI 法, IgG[EIA/ELISA]法
水痘	IAHA 法, IgG[EIA/ELISA]法
ムンプス	IgG[EIA/ELISA]法

3. その他

1) ツベルクリン反応について

胸部 X 線撮影の結果をもって判定を代用してもよいとの意見もあることを踏まえ、実務実習施設側から要求された場合には、その実務実習施設側と協議し、実施する。

2) 肝炎ワクチンについて

HB ワクチン接種及び HB s 抗原・抗体、H c V 抗体の検査を実務実習施設から求められた場合には、実習施設の指導に従い個別に実施する。

HBs 抗体の未取得者： 事前の HB ワクチン接種（1 クール：3 回接種，約 6 月間を要する）の積極的な実施を推奨する。抗体がつきにくい場合を踏まえ、抗体検査およびワクチン接種は長期実務実習の直前ではなく、比較的早い時期から計画的に実施する。

3) インフルエンザワクチン接種

インフルエンザワクチン接種は実施することの必要性はあるものの、各大学の判断に委ねる。ただし、実務実習施設側から求められた場合には個別に実施する。